

沖縄鉄軌道関係機関等意見交換会 設置要綱

（目的及び設置）

第1条 沖縄県が実施する沖縄鉄軌道計画案策定に向けた取り組みにおいて、関係機関等との情報共有を図ることを目的に、意見交換の場として、沖縄鉄軌道関係機関等意見交換会（以下、「意見交換会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 意見交換会は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1） 沖縄鉄軌道計画検討委員会及び沖縄鉄軌道技術検討委員会において審議した事項
- （2） その他、沖縄鉄軌道プロセス運営委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 意見交換会は、別表に掲げる参加者で組織する。なお、市民団体の代表は、公募により選定するものとし、その要領に関することは、別に定める。

（事務局）

第4条 意見交換会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、意見交換会を進行し、意見交換の結果を沖縄鉄軌道計画検討委員会及び沖縄鉄軌道技術検討委員会に報告する。

（情報公開）

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、事務局の判断に基づき、意見交換会及び記録を非公開とすることができる。

（設置期間）

第6条 意見交換会の設置期間は、沖縄鉄軌道計画案を策定した日までとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項は、事務局が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

別表

沖縄鉄軌道関係機関等意見交換会 参加者名簿

番号	区分	機関	役職
1	交通事業者	一般社団法人沖縄県バス協会	会長
2		沖縄都市モノレール株式会社	代表取締役社長
3		一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	会長
4		一般社団法人沖縄県レンタカー協会	会長
5	経済・観光団体	沖縄県商工会議所連合会	会長
6		一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	会長
7	生活・交通弱者	一般社団法人沖縄県婦人連合会	会長
8		NPO法人バリアフリーネットワーク会議	理事長
9	市民団体	一般社団法人トラムで未来をつくる会	代表理事
10		NPO法人しまづくりネット	理事長
11		環金武湾地球温暖化対策協議会	会長
12	行政機関	沖縄県環境部環境政策課	課長
13		〃 文化観光スポーツ部観光政策課	課長
14		〃 土木建築部道路街路課	課長
15		〃 〃 道路管理課	課長
16		〃 〃 都市計画・モノレール課	課長